

## TOEFL iBT チャレンジ支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、TOEFL iBT チャレンジ支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業は、府内の高等学校及び専修学校高等課程の生徒が英語によるコミュニケーション能力の向上を図れるよう、TOEFL iBT を用いた実践的な英語教育を行う学校を支援することを目的とする。

### (対象)

第2条 本事業は、府立高等学校並びに府の区域に所在する私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び専修学校高等課程（以下「高等学校」という。）を対象とする。

### (支援の内容)

第3条 本事業の支援の対象とする経費は、米国の非営利テスト開発機関 ETS（Educational Testing Service）が作成する TOEFL iBT Complete Practice Test（TOEFL iBT 公式オンライン教材であって、TOEFL iBT 本番と同形式で、本番前の模擬試験として活用が可能なもの。以下「本教材」という。）の購入にかかる経費とする。

### (申請)

第4条 この要綱に基づき支援を受けようとする高等学校（以下「申請校」という。）の校長等は、TOEFL iBT チャレンジ支援事業計画書（以下「計画書」という。）を、大阪府教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）が別に定める日までに府教育長に提出しなければならない。

### (支援校等の決定)

第5条 府教育長は、前条の規定による計画書が提出されたときは、速やかに計画書に記載された内容を審査し、予算の範囲内で支援校及び支援額を決定し、その結果について申請校に通知するものとする。

### (事業の実施)

第6条 支援校は、第4条に規定する計画書に基づき、適切に事業を実施しなければならない。

2 支援校は、当初の計画を変更する必要が生じた場合は、別に定めるところにより、事前に府教育長と協議し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第7条 支援校は、事業完了後、別に定めるところにより、TOEFL iBT チャレンジ支援事業報告書を提出しなければならない。

(施策への協力)

第8条 支援校は、TOEFL iBT を用いた実践的な英語教育の普及に関する大阪府の施策に、可能な限り協力しなければならない。

(事務分掌)

第9条 本事業に関する庶務は、府立高等学校については、教育庁教育振興室高等学校課が、私立高等学校については、教育庁私学課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。